

2020年1月27日

医療保険「ネオ de いりよう」「ネオ de いりよう 健康プロモート」を改定 ～三大疾病や女性に多い病気への備えや低廉な保険料での死亡保障の確保に対するニーズに対応～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2020年3月1日より、「ネオdeいりよう」（正式名称：無解約返戻金型終身医療保険）および「ネオdeいりよう 健康プロモート」（正式名称：無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型））を改定し、設計の自在性を維持しつつ、多様化するお客さまニーズに対応できるよう、保障内容の拡充をはかります。

「ネオ de いりよう」の改定のポイント

- 新設** 低廉な保険料で終身にわたる死亡保障を確保することができる「死亡保障特則」を新設
- 改定** 「特定疾病保険料払込免除特約」^(*)に、保障範囲を拡大した新たなタイプ（特約の型）を新設

「ネオ de いりよう 健康プロモート」の改定のポイント

- 新設** 「女性疾病入院特約」^(*)「特定疾病一時給付特約」^(*)を新設
- 改定** 「がん診断特約」^(*)の保障を拡充
- 新設** 低廉な保険料で終身にわたる死亡保障を確保することができる「死亡保障特則」を新設

(*) 正式名称はそれぞれ「特定疾病保険料払込免除特約（2020）」「女性疾病入院特約（引受基準緩和型）」
 「特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）」「がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）」です。

【改定後の特約等一覧】

主契約	ネオdeいりよう	主契約	ネオdeいりよう 健康プロモート
特則	三大疾病支払日数限度無制限特則 八大疾病支払日数限度無制限特則	特則	三大疾病支払日数限度無制限特則
新設	死亡保障特則	新設	死亡保障特則
特約	手術保障特約（2018） 入院一時給付特約 女性疾病保障特約 通院特約 三大疾病一時給付特約 がん診断特約（2019） がん通院特約 抗がん剤治療特約 先進医療特約 治療保障特約	特約	手術保障特約（引受基準緩和型） 入院一時給付特約（引受基準緩和型） 新設 女性疾病入院特約（引受基準緩和型） 通院特約（引受基準緩和型） 新設 特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型） 改定 がん診断特約（引受基準緩和型）（2020） 抗がん剤治療特約（引受基準緩和型） 先進医療特約（引受基準緩和型） 治療保障特約（引受基準緩和型）
改定	特定疾病保険料払込免除特約（2020）	改定	特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）

ネオファースト生命は、「お客さま第一主義」を経営理念とする第一生命のグループ会社として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、「あったらいいな」を実現すべく、新たな商品・サービスの提供に努めていきます。

■「ネオ de いりょう」の改定

1. 「死亡保障特則」の新設

一生涯の医療保障を確保することに加え、ご自身に万一のことがあった場合、葬儀費用の一部などにご活用いただけるよう、死亡時の保障を医療保険の特則としてご用意しました。解約返戻金をなくすことにより、低廉な保険料で終身にわたる死亡保障を準備することができるようにしております。

＜死亡保障特則の給付内容＞

給付金	支払事由	支払額
死亡給付金	死亡されたとき	入院給付金日額×給付倍率 ^(※2)

(※2) ご契約締結時に所定の範囲で設定いただきます。年齢やご契約内容により、設定できる給付倍率は異なります。

2. 「特定疾病保険料払込免除特約」の改定

現行の「特定疾病保険料払込免除特約（2018）」には、保険料払込の免除の保障範囲によってⅠ型からⅢ型まで3つの特約の型がありますが、もっとも保障範囲の広いⅢ型が多くのお客さまに選ばれています。今般、Ⅲ型よりもさらに保障範囲を拡大し、「がん・上皮内がんと診断確定された場合」「心疾患で1日以上入院された場合または手術を受けられた場合」「脳血管疾患で1日以上入院された場合または手術を受けられた場合」に以後の保険料の払込が免除されるⅣ型を新たに設け、「特定疾病保険料払込免除特約 2020）」として発売いたします。

※下線部分が保障範囲を拡大した箇所

＜特定疾病保険料払込免除特約（2020）の特約の型＞

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型【新設】
がん ^(※3)	診断確定	診断確定	診断確定	診断確定
上皮内がん ^(※3)	—	診断確定	診断確定	診断確定
心疾患	急性心筋梗塞で ・継続20日以上入院 ・手術	急性心筋梗塞で ・継続20日以上入院 ・手術	心疾患で ・継続20日以上入院 ・手術	心疾患で ・1日以上入院 ・手術
脳血管疾患	脳卒中で ・継続20日以上入院 ・手術	脳卒中で ・継続20日以上入院 ・手術	脳血管疾患で ・継続20日以上入院 ・手術	脳血管疾患で ・1日以上入院 ・手術

(※3) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合を除きます。

■「ネオ de いりょう 健康プロモート」の改定

1. 「女性疾病入院特約（引受基準緩和型）」の新設

引受基準緩和型ではない医療保険「ネオ de いりょう」においては、2015年8月の発売当初より、がんや女性特有の病気、女性に多い病気の治療を目的として入院されたときに主契約の疾病入院給付金に上乗せして入院給付金をお支払いする特約の付加を取り扱っています。女性に多い病気に備える給付を充実させたいというニーズは幅広い年代で強く、女性のお客さまの多くにこの特約を付加いただいています。引受基準緩和型の医療保険でも同様に女性に多い病気に備える給付を充実させたいというご要望を受け、「女性疾病入院特約（引受基準緩和型）」を新設することとしました。

＜女性疾病入院特約（引受基準緩和型）の給付内容＞

給付金	支払事由	支払額
女性疾病入院給付金	がんや女性特有の病気、女性に多い病気の治療を目的として入院されたとき	女性疾病入院給付金日額×入院日数

2. 「特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）」の新設

現在、がん（上皮内がんを含む）に罹患された場合の経済的負担に一時金で備えることができる「がん診断特約（引受基準緩和型）」を取り扱っていますが、がん以外にも急性心筋梗塞や脳卒中に罹患した場合にも備えておきたいというニーズにお応えできるよう、「特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）」を新設いたします。給付金は、がん一時給付金、急性心筋梗塞一時給付金、脳卒中一時給付金ごとに、1年に1回を限度に、何度でもお支払いします。

＜特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）の給付内容＞

給付金	支払事由	支払額	支払限度
がん一時給付金	<p>＜初回＞</p> <p>がん（上皮内がんを含む）と医師により診断確定されたとき^(※4)</p> <p>＜2回目以降＞</p> <p>直前のがん一時給付金の支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院を開始されたとき</p>	特定疾病一時給付金額	1年に1回 ^(※5) 通算回数無制限
急性心筋梗塞一時給付金	<p>つぎのいずれかに該当されたとき。ただし、直前の急性心筋梗塞一時給付金の支払事由に該当された日から1年以内に該当された場合を除きます。</p> <p>(1) 急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として継続20日以上入院されたとき</p> <p>(2) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした手術を受けられたとき</p>	特定疾病一時給付金額	1年に1回 ^(※5) 通算回数無制限
脳卒中一時給付金	<p>つぎのいずれかに該当されたとき。ただし、直前の脳卒中一時給付金の支払事由に該当された日から1年以内に該当された場合を除きます。</p> <p>(1) 脳卒中を発病し、その治療を目的として継続20日以上入院されたとき</p> <p>(2) 脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられたとき</p>	特定疾病一時給付金額	1年に1回 ^(※5) 通算回数無制限

(※4) 主契約の責任開始期の直前の5年間、または主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていた場合、がん一時給付金はお支払いしません。

(※5) このお支払いの限度は、給付金ごとのお取扱いです。

3. 「がん診断特約（引受基準緩和型）」の改定

「特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）」の新設に伴い、現行、がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたときに一時金をお支払いし、以後、がんの治療を目的として入院されたときに2年に1回を限度に一時金をお支払いすることとしている「がん診断特約（引受基準緩和型）」について、お支払いの限度を1年に1回に改定し、「がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）」として発売いたします。

＜がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）の給付内容＞

給付金	支払事由	支払額	支払限度
がん診断給付金	＜初回＞ がん（上皮内がんを含む）と医師により診断確定されたとき ^{（*6）} ＜2回目以降＞ 直前のがん診断給付金の支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院を開始されたとき	がん診断給付金額	1年に1回 通算回数無制限

（*6）主契約の責任開始期の直前の5年間、または主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にかん（上皮内がんを含む）と診断確定されていた場合は、お支払いの対象となりません。

4. 「死亡保障特則」の新設

引受基準緩和型ではない医療保険「ネオ de いりょう」と同様、死亡時の保障を医療保険の特則として新設いたします。解約返戻金をなくすことにより、低廉な保険料で終身にわたる死亡保障を確保することができるようにしております。

＜死亡保障特則の給付内容＞

給付金	支払事由	支払額
死亡給付金	死亡されたとき	入院給付金日額×給付倍率 ^{（*7）}

（*7）ご契約締結時に所定の範囲で設定いただきます。年齢やご契約内容により、設定できる給付倍率は異なります。

5. 「特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）」の改定

現行、急性心筋梗塞については「30日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合または手術を受けられた場合」、脳卒中については「30日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合または手術を受けられた場合」に以後の保険料の払込を免除することとしている「特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）」を改定し、急性心筋梗塞および脳卒中のいずれについても、「継続20日以上入院された場合または手術を受けられた場合」に以後の保険料の払込を免除するよう改定し、「特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）」として発売いたします。

以上

<保険料例>

■「ネオ de いりょう」の改定

【ご契約例】

入院給付金日額 5,000 円、60 日型、死亡保障特則適用（給付倍率 100 倍）、
 三大（八大）疾病支払日数限度無制限特則適用なし、終身払、月払、健康保険料率

	年齢	特定疾病保険料払込免除特約（2020）	
		付加なし	付加あり（Ⅳ型）
男性	30 歳	1,145 円	1,545 円
	40 歳	1,656 円	2,408 円
	50 歳	2,470 円	3,887 円
	60 歳	3,748 円	6,353 円
女性	30 歳	1,188 円	1,620 円
	40 歳	1,538 円	2,204 円
	50 歳	2,212 円	3,158 円
	60 歳	3,289 円	4,653 円

■「ネオ de いりょう 健康プロモート」の改定

【ご契約例】

入院給付金日額 5,000 円、60 日型、死亡保障特則適用（給付倍率 100 倍）、
 三大疾病支払日数限度無制限特則適用なし、
 特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）付加なし、終身払、月払

	年齢	契約時	健康割引特則適用後
男性	30 歳	3,216 円	2,198 円
	40 歳	3,767 円	2,697 円
	50 歳	4,690 円	3,578 円
	60 歳	6,184 円	5,004 円
女性	30 歳	3,119 円	1,977 円
	40 歳	3,588 円	2,281 円
	50 歳	4,448 円	3,013 円
	60 歳	5,734 円	4,072 円

【女性疾病入院特約（引受基準緩和型）】

女性疾病入院給付金日額 5,000 円、60 日型、
 特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）付加なし、終身払、月払

	年齢	契約時	健康割引特則適用後
女性	30 歳	1,230 円	805 円
	40 歳	1,200 円	750 円
	50 歳	1,505 円	935 円
	60 歳	2,060 円	1,275 円

【特定疾病一時給付特約（引受基準緩和型）】

特定疾病一時給付金額 50 万円、特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）付加なし、
 終身払、月払

	年齢	契約時	健康割引特則適用後
男性	30 歳	1,569 円	1,166 円
	40 歳	2,296 円	1,751 円
	50 歳	3,300 円	2,509 円
	60 歳	4,562 円	3,487 円
女性	30 歳	1,446 円	1,036 円
	40 歳	2,011 円	1,450 円
	50 歳	2,602 円	1,925 円
	60 歳	3,178 円	2,438 円

【がん診断特約（引受基準緩和型）（2020）】

がん診断給付金額 50 万円、特定疾病保険料払込免除特約（引受基準緩和型）（2020）付加なし、
 終身払、月払

	年齢	契約時	健康割引特則適用後
男性	30 歳	1,196 円	869 円
	40 歳	1,745 円	1,305 円
	50 歳	2,564 円	1,924 円
	60 歳	3,640 円	2,757 円
女性	30 歳	1,179 円	837 円
	40 歳	1,614 円	1,154 円
	50 歳	2,002 円	1,480 円
	60 歳	2,296 円	1,764 円

(注) この資料は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。